

## ■ 育成料等について

児童クラブの利用に係る料金（以下、「育成料」という。）は、以下の通りです。

〔育成料〕

学 年	児童 1 人につき（月額）
1 年	12,000円
2 年	11,000円
3 年	10,000円
4 年	9,000円
5 年	8,000円
6 年	7,000円



〔おやつ代その他必要な経費〕

項 目	対 象	金 額
おやつ代	児童 1 人につき（月額）	1,900円

月の16日に入所する児童のその月の育成料ならびにおやつ代の額は、当該育成料ならびにおやつ代2分の1に相当する額になります。

**育成料等は、クラブへの出席日数に関わらず、在籍している場合はご負担いただきます。**

＜育成料等の徴収方法＞

育成料等は、申請された預金口座より、預金口座振替により納付して頂きます。ただし、初回の育成料等は払込票を交付しますので、コンビニエンスストアからの振込みをお願いします。2回目以降、口座登録手続きが完了後は、預金口座より、預金口座振替により納付して頂きます。

理事長が特に必要があると認めるときは、払込票により納付していただくときがあります。

＜振替日＞

預金口座振替をする日（以下「振替日」という。）は、毎月27日です。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日になります。

### <育成料等の納付期限>

育成料ならびにおやつ代その他の経費は、前月末日までに納付してください。

### <延長保育料>

前述した開所時間のうち、午後6時～午後7時までの間は延長保育になります。

延長保育を利用するときは、児童1人につき1回300円となります。

延長保育料は、延長保育料チケットによりその都度納付して頂きます。

延長保育料チケットは10枚綴り（3,000円）です。

不要になった際は返金することができます。（切り離したものは無効となります）

延長保育を利用される方は入所前に延長保育料チケットをご購入ください。

#### 延長保育料チケット販売方法

1. 事務局にて直接販売〔午前10時～午後7時（月～金 祝祭日除く）〕
2. 注文書にてFAX注文 FAX 87-4468  
FAX後振込先が記載されたハガキが送付されてきますので、指定口座に入金を  
お願いします。入金を確認された後延長保育料チケットを送付いたします。
3. クラブ保育報告会・懇談会・予約での販売  
3月中に入所式が行われるクラブは入所式当日にクラブで販売しております。  
入所式の日時等はクラブからのお手紙をご覧ください。

### <減免制度について>

育成料については「茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則」に則り、茅ヶ崎市の減免制度があります。  
詳細は茅ヶ崎市こども育成部保育課でご確認ください。

### <育成料等および延長保育料の不還付>

既納していただいた育成料等及び延長保育料は、還付しません。ただし、理事長が災害その他特別の理由があると認めるときは、育成料の全部または一部を還付することがあります。

### <育成料等の督促>

振替日において指定預金口座の残額が納付すべき育成料等の額に満たない等により振替不能となった児童の保護者には、当該月分にかかわる払込票を交付します。速やかに当該月分の育成料等を納付してください。

なお、このときのコンビニエンスストア払込手数料その他の実費（払込票1通につき300円）は保護者にご負担頂きます。

### <育成料等の催告>

育成料等の督促をした後、育成料等を納付して頂けないときは催告し、法的手段を取らせて頂きます。